

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び
第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

2025 年 6 月 1 日

株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス
株式会社トゥエンティーフォーセブン

2025 年 6 月 1 日

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書類
(吸収分割に係る事後開示書類)

東京都品川区東品川二丁目 3 番 12 号
株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス
代表取締役社長 松木 大輔

東京都品川区東品川二丁目 3 番 12 号
株式会社トゥエンティーフォーセブン
代表取締役 松木 大輔

株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス（2025 年 6 月 1 日付で「株式会社トゥエンティーフォーセブン」から商号変更。以下「分割会社」といいます。）及び株式会社トゥエンティーフォーセブン（2025 年 6 月 1 日付で「株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社」から商号変更。以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 1 月 27 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、分割会社が営むパーソナルトレーニング事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を、2025 年 6 月 1 日を効力発生日として、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1 吸収分割が効力を生じた日（会社法第 189 条第 1 号）

2025 年 6 月 1 日

2 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 吸収分割の差止請求手続

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

分割会社は、会社法第 785 条第 4 項の規定に基づき、2025 年 5 月 9 日に株主に対し電子公告を行いました。同条第 1 項による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続

該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続

本吸収分割における分割会社から承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割の差止請求手続

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して差止請求をした株主はありませんでした

(2) 反対株主の株式買取請求手続

会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく、承継会社株主による株式の買取請求はありません。

(3) 債権者保護手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 4 月 28 日付の官報公告により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いましたが、本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、承継会社は分割会社の完全子会社として 2025 年 1 月 17 日付で設立したものであり、本吸収分割の効力発生日より前には事業を行っていないことから知れたる債権者がいないため、個別の催告は行っておりません。

4 吸収分割により、承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 6 月 1 日をもって、分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。

5 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 6 月 2 日（予定）

6 その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上